

第4章 都市づくりの分野別方針

1. 土地利用

1-1 基本的な考え方

- ①集約型**多極連携ネットワーク**都市構造の実現に向け、都市核を中心としたまとまりのある市街地の形成を目指します。
- ②**居住や医療・福祉施設、商業等の都市施設の市街地への緩やかな誘導**とともに、用途地域内の農地や**空き地・空き家等の低未利用地**の利活用により、計画的な土地利用の形成を図ります。

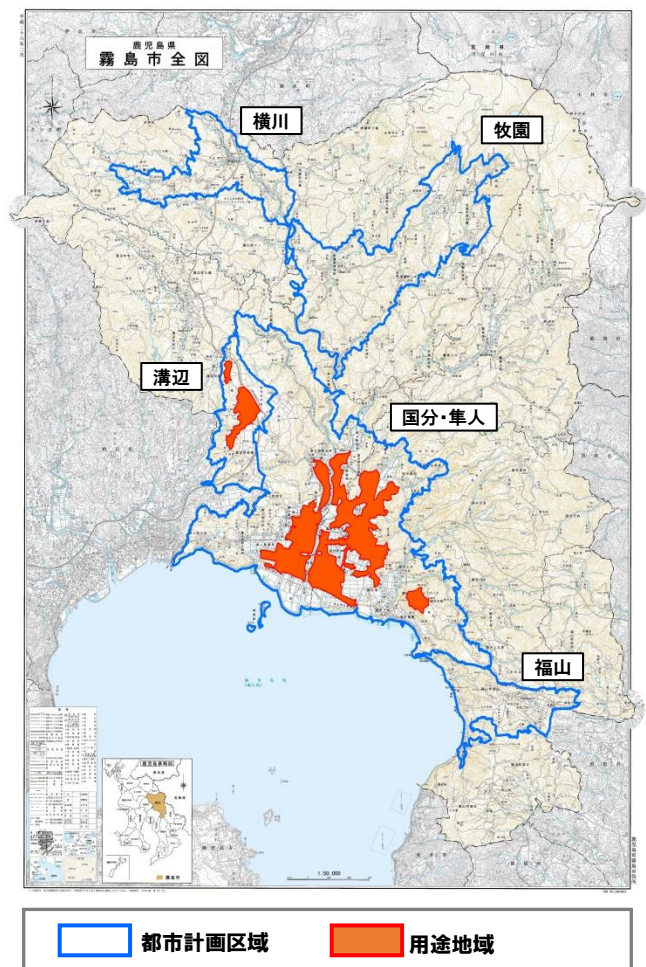
1-2 都市計画区域内の方針

(1) 用途地域の方針

1) 商業系

①商業・業務地

- i **国分駅周辺や市役所周辺を中心とした国分地域、隼人駅や見次交差点を中心とした隼人地域の市街地**を本市の主要な商業・業務地として位置付け、**現在実施中の隼人駅周辺の土地区画整理事業の推進や国分中央地区の再開発事業の導入検討**により、商業施設や業務施設等の集積を図るとともに、**相互の市街地の連携を強化**します。
- ii 市役所周辺における、市民会館や総合福祉センター、保健センターなどの公共・公益施設が集積する地区は、**機能の維持・充実**を図ります。
- iii 日当山、姫城地区は、温泉郷としての観光面の機能を有していることから、**観光地として魅力のある商業地域の形成**を目指すとともに、周辺に住宅地が多く立地していることに十分配慮しつつ、**地域に密着した商業地域**を形成します。



※国分都市計画区域と隼人都市計画区域が接する部分の境界線は表示していません。

■都市計画区域と用途地域

②近隣商業地

- i 見次・真孝等の国道 223 号沿道や都市計画道路野口線の国分中央六丁目から見次交差点付近に至る沿道、隼人駅周辺などを、生活圏のサービス需要に対応するための近隣商業地と位置付け、効率的な配置の促進や、その機能の維持・充実とともに、**国分・隼人地域の 2 つの都市核の連携・強化を図るため、エリア拡大の検討を行うなど**、生活利便性の向上に努めます。

③沿道サービスゾーン

- i 都市計画道路向花清水線の国分駅西側周辺沿道や都市計画道路野口線の川跡交差点から見次交差点に至る沿道、国道 223 号の見次交差点から隼人東インターチェンジ付近に至る沿道には、ロードサイド型の商業施設が立地していることから、沿道型商業地としての充実を図ります。
- ii 国道 10 号の主要地方道国分霧島線との交差点から国道 223 号との交差点に至る沿道及び主要地方道国分霧島線の国道 10 号との交差点から川跡交差点に至る沿道は、沿道景観に十分配慮しつつ、幹線道路の商業需要に対応した商業地としての利用を図ります。

2) 住居系

①低層住宅地

- i **既存**の低層住宅を主体に**構成された**地域を低層住宅地として位置付け、良好な住環境の維持・保全を目指します。

②一般住宅地

- i 一定規模の生活利便施設と中低層の住宅を主体とする地域を、一般住宅地として位置付け、周辺環境との調和を図りながら利便性の高い快適な中低層住宅地としての利用を図ります。
- ii 既存の住宅や、用途地域内の農地、**空き地・空き家等の低未利用地**の有効活用を図り、市街地における定住促進を図ります。
- iii 快適な住環境の形成と将来の住宅需要に対応するため、用途地域の見直しなどを適宜検討し、宅地の適正な誘導に**努めます**。

3) 工業系

①工業地

- i 地域に点在する大小の工業用地は、引き続きその機能を**維持します**。
- ii **さらなる企業誘致を促進するため、インターチェンジ周辺の広大な土地を対象に工業地の拡充を図ります**。
- iii **工業団地については、敷地内の緑地化など**、周辺の住環境や景観に配慮した整備を推進します。

②流通業務ゾーン

- i 国道 10 号の主要地方道国分霧島線との交差部から国道 223 号との交差部に至る沿道域においては、ロードサイド型商業施設を含めた流通拠点を配置し、東九州自動車道の国分インターチェンジ、隼人東インターチェンジ及び隼人港周辺においては、恵まれた交通利便性を生かし、流通業務地としての土地利用を検討します。
- ii 鹿児島空港に面する国道 504 号沿道においては、空港に関連する流通業務施設の拠点としての利用を図ります。

(2) 非線引き用途白地地域の方針

- ① 用途地域周辺において、**都市的土地利用の進行が見られる地域及び、今後、都市的土地利用を推進する地域を「市街化適正誘導区域」と位置付け、農林漁業との調和を図り、治水や交通等に関する諸課題を整理しつつ、**秩序ある土地利用に向けた用途地域制度や地区計画制度の活用等について検討するとともに、都市基盤の整備や緑化の推進等により、良好な住環境等の形成を図ります。
- ② **建築基準法に基づく建築物形態規制地域を指定している区域については、用途地域指定を推進します。**
- ③ 市街化適正誘導区域や地域拠点等を除く都市計画区域内の非線引き用途白地地域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するエリアとして位置付け、良好な集落環境や田園景観等の保全に努め、必要に応じて特定用途制限地域等の土地利用規制について検討します。

1-3 農業・自然的土地利用の方針

(1) 農地

- ① 農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる**農地**は、農業の生産基盤としての機能を維持するとともに、**市街地に隣接する農用地は、周辺部の都市的土地利用等との整合性と自然環境との調和を十分考慮したうえで、都市地域との調整を図ります。**
- ② 農業の継続的な発展のため、農業振興地域整備計画に沿った、ほ場整備や農道・用排水路等の生産基盤整備を進め、生産性の向上や優良農地の確保を図ります。

(2) 森林

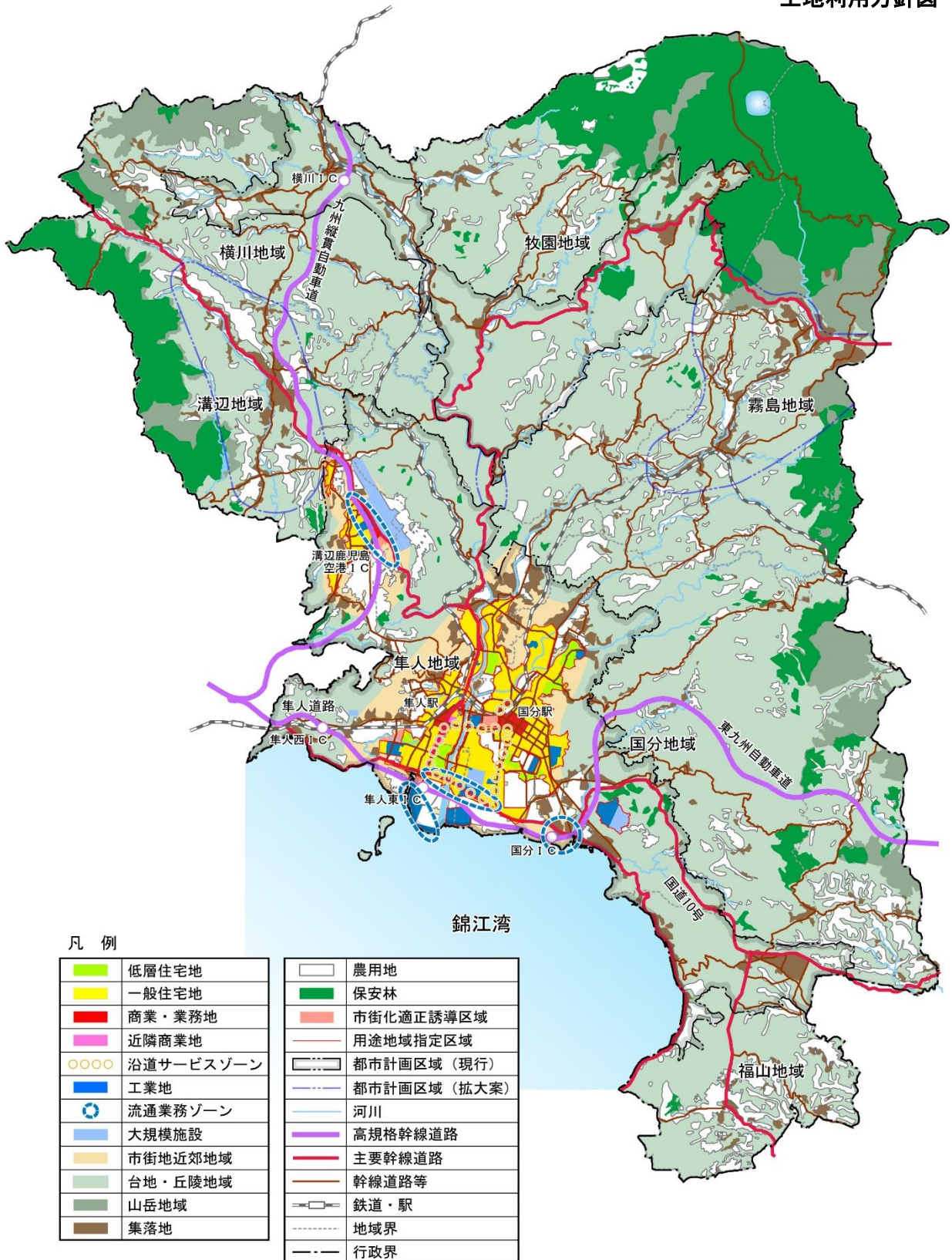
- ① **森林は、水源の涵養、国土の保全、快適な環境の形成、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、そして木材等の生産といった多面的な機能を持っています。これらの機能を持続的に発揮させるために、「伐って、使って、植えて、育てる」といった、森林資源の循環利用のサイクルを推進しながら、森林の適切な維持管理を促進し、健全な森林の造成を図ります。**
- ② 林業の振興のため、森林整備計画に基づく林道などの整備を進め、森林の適切な維持管理とともに、**森林の再生に努めます。**

- ③ 大規模な地形改変を要する太陽光発電施設などの開発に対しては、周辺の森林環境と調和した形態や配置の誘導に努めます。

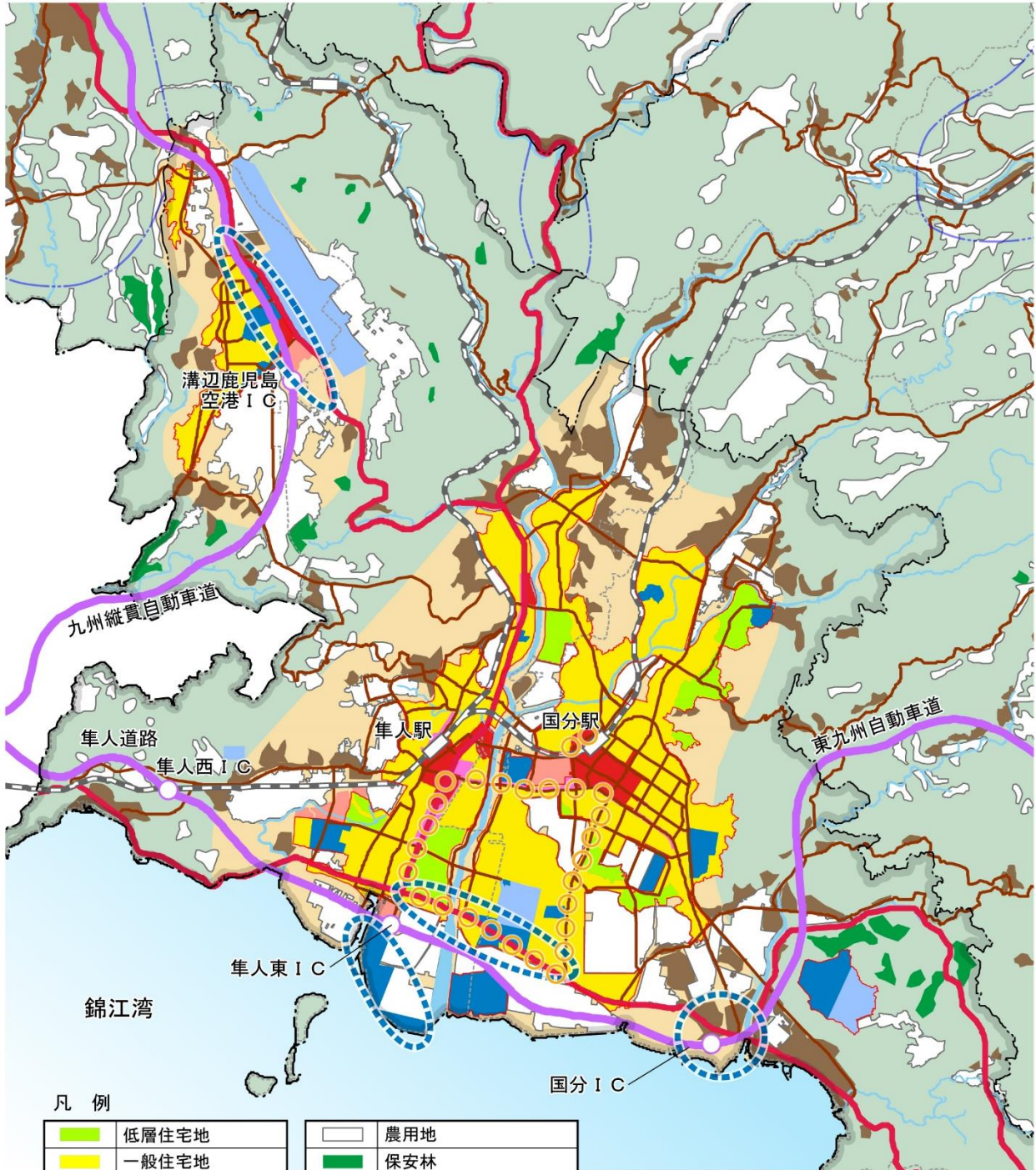
1-4 都市計画区域の再編

本市は、旧市町の合併により、複数の都市計画区域が共存する状態となっておりますが、今後、一体の都市として総合的な都市計画を進めていくため、既に生活圏が形成されているまとまりのある地域をもとに、**都市計画区域の見直しの検討を進め、再編を図ります。**

土地利用方針図



土地利用方針図（拡大図）



凡 例

	低層住宅地		農用地
	一般住宅地		保安林
	商業・業務地		市街化適正誘導区域
	近隣商業地		用途地域指定区域
	沿道サービスゾーン		都市計画区域（現行）
	工業地		都市計画区域（拡大案）
	流通業務ゾーン		河川
	大規模施設		高規格幹線道路
	市街地近郊地域		主要幹線道路
	台地・丘陵地域		幹線道路等
	山岳地域		鉄道・駅
	集落地		地域界
			行政界

2. 市街地整備及び住環境整備

2-1 基本的な考え方

- ① 国分駅、隼人駅周辺の市街地については、県央中核都市としての高次な都市機能の集積と地域住民の利便性の向上、交流人口の拡大を目指した整備を図ります。
- ② 既存の都市機能ストック、空き地、空き家等の低未利用地を有効活用しながら都市の再生・再構築を図り、災害に強くコンパクトな都市づくりを進めます。
- ③ 良好な居住環境が整った住宅市街地を確保するため、土地区画整理事業などの面的整備事業を行うとともに、地区計画、建築協定等の規制誘導手法の導入を検討します。
- ④ 多様な個性を持つ地域特性に応じて、都市機能の維持・充実や交通利便性の向上に努めるとともに、空き地・空き家の有効活用や自然環境を活かした快適な住環境の整備を図ります。

2-2 主要な市街地整備の方針

(1) 市街地整備の推進

- ① 国分駅周辺や市役所周辺を中心とした国分地域については、都市再生整備計画事業により、まちの総合力・回遊性の向上や骨格道路の機能強化、安全性・防犯性の高いまちづくりを推進するとともに、面的整備手法の活用について地権者や関係者とともに検討します。
- ② 隼人駅周辺や見次交差点周辺を中心とした隼人地域については、土地区画整理事業の推進や、都市再生整備計画事業の導入により、主要な都市機能の誘導や、駅東西の回遊性を高め、にぎわい空間の創出を図ります。

(2) 土地区画整理事業の推進

- ① 隼人地域で実施中の浜之市地区土地区画整理事業、隼人駅東地区土地区画整理事業、鹿児島空港周辺で実施中の麓第一地区土地区画整理事業の早期完了を目指します。
- ② 今後とも、基盤未整備地区では、市民や関係者の理解と協力を得ながら、面的整備事業の必要性を検討します。

(3) 地区計画、建築協定の活用

- ① 周辺環境と調和した市街地形成を図るため、大規模開発や面的整備事業等の実施区域においては、地区計画、建築協定の導入などにより、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ② 上記以外の地域においても、地域の特性に応じた快適な都市環境の創出を図るため、地区計画等の導入を検討します。

2-3 地域の特性に応じた住環境整備

(1) まちなか居住の推進

- ① 国分駅、隼人駅周辺の市街地においては、活性化を図る視点から、買物客の回遊性向上のための整備や街並み整備などとあわせ、都市型住宅や高齢者向け住宅等の**立地**を促進し、“まちなか居住”を進めます。

(2) 既成市街地の住環境の改善

- ① 道路が狭隘で木造老朽住宅の多い地域においては、住宅の建替えにあわせた狭隘道路の解消やオープンスペースの確保、住宅等の建築物の耐震化・**不燃化等により**、安全で快適な住環境の**形成**を図ります。

(3) 郊外における住宅地の整備

- ① **市街地近郊地域における既存住宅地**においては、多世代が混在・交流するバランスのとれたコミュニティの**形成**を図ります。**新規住宅地については、将来都市構造の実現に向けた土地利用の誘導**を図ります。

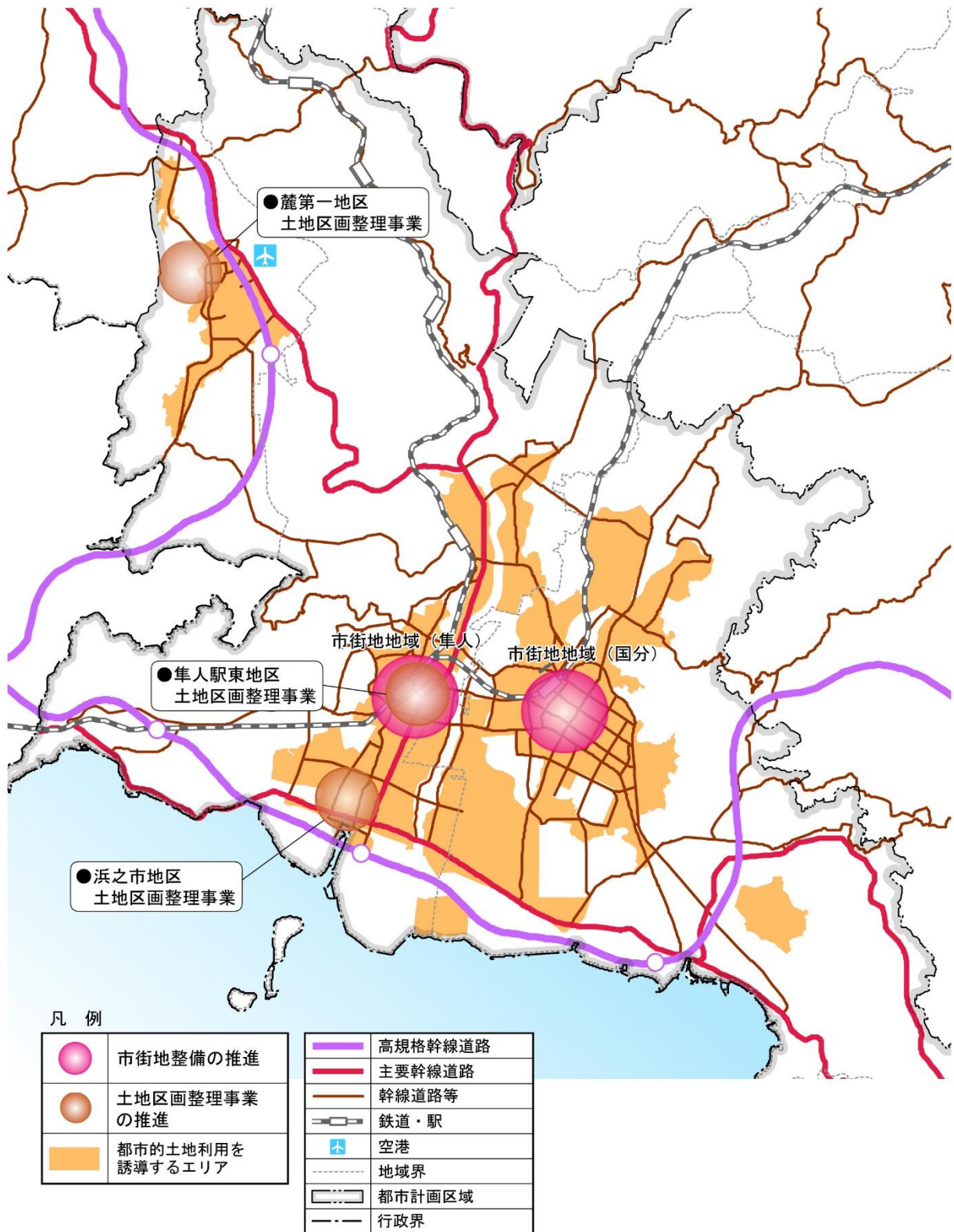
(4) 中山間地域の住環境の形成

- ① **中山間地域においては、各総合支所周辺などを地域の生活を支える拠点とし、良好な住環境の形成**を図ります。

(5) 住民による良好な住環境の形成・保全

- ① 地域の特性に応じた良好なまちなみ環境の維持・改善と市民によるまちづくりを推進するため、建築協定、緑地協定、景観協定等の締結について、積極的な支援を図ります。

市街地整備・住環境整備方針図



3. 交通

3-1 基本的な考え方

(1) 快適で利便性の高い交通ネットワークの形成

1) 総合交通体系の確立

- ① 高規格幹線道路や鉄道、**空港**、港湾などの広域交通体系の整備を推進し、**産業や観光**などの広域的な交流ネットワークの形成を図ります。
- ② 市民や観光客などの移動を**円滑**にするとともに、地域住民の交流を促進するため、多様な交通手段による総合的な交通体系の構築と交通機関相互の結節機能の強化に努め、**自家用車**に過度に依存しない都市づくりを目指します。
- ③ 国分・隼人の市街地を除く中山間地域においては、安心して日常生活を送れるよう、農林業施策とも連携しながら、地域内及び市街地との交通アクセスを容易にするよう努めます。

2) 円滑な道路交通ネットワークの形成

- ① 道路については、**霧島市総合都市交通体系調査**に基づき、市内における適正なネットワークの形成を目指します。また、機能分担の明確化により、通過交通と域内交通の分離を図り、円滑な交通の確保と安心・安全な歩行者空間の創出を目指します。

3) 公共交通の充実

- ① 公共交通については、**鉄道、バス等の利用促進につながる各種取組を関係団体等と連携し、官民一体となって取り組みます。**

(2) 効果的な交通ネットワークの整備

- ① 交通ネットワークの整備に関する事業は、市民の意向を把握しながら、**必要性・緊急性、費用対効果等を総合的に判断し**推進します。また、これまで蓄積してきた既存ストックを有効に活用することを前提に、将来、維持管理等において過度の負担が生じないように配慮します。

(3) 市民に親しまれる安心・安全な交通環境づくり

- ① 交通施設の整備に際しては、ユニバーサルデザインや**環境**に配慮するとともに、駅など交通結節点における交流機能の充実や市民との協働による道路環境等の整備などを通じ、市民に親しまれる環境整備に努めます。

3-2 主要な施設の整備方針

(1) 道路

1) 幹線道路整備と渋滞対策の推進

- ① バイパス道路の整備や既存道路の拡幅、危険箇所の補修や改良により、幹線道路の渋滞解消を目指します。
- ② 広域間を連絡する高規格幹線道路及び本市の都市構造の骨格を担う主要幹線道路である国道・県道の整備促進を図ります。
- ③ 隼人道路・東九州自動車道の4車線化の整備を促進するとともに、地域生活の充実、地域経済の活性化を図るため、スマートインターチェンジの設置について、関係事業者と検討を行います。

2) 都市計画道路の整備による道路ネットワークの拡充

- ① 土地区画整理事業などとも連動しながら、都市計画道路の計画的な整備を進め、市内の円滑な移動の確保を図ります。
- ② 長期未着手の都市計画道路については、霧島市総合都市交通体系調査等を踏まえ、必要に応じた見直しを図ります。

3) 生活道路の整備

- ① 生活道路については、年次計画により整備を進めるとともに、安全対策の充実を図ります。また、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、年次的に修繕を行います。

4) 安心・安全な道路空間の整備

- ① バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが安心して利用できる道路環境の創出を図ります。
- ② 交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地域を中心に、信号機や横断歩道の設置を推進するとともに、交通安全施設等の整備を進めます。また、市外からの来訪者にもわかりやすい案内板や標識などの整備を進めます。
- ③ 交通事故発生件数が多い、あるいは渋滞が多い、または信号のない交差点などでは、安心・安全な道路空間の確保のため、交差点改良などの整備を進めます。
- ④ 踏切道の立体交差化や拡幅などにより、踏切道の安全性の向上と交通の円滑化を図ります。

5) 市民に親しまれる道路環境整備

- ① 沿道の住民・事業者等と協働した花壇の緑化やオープンスペースの活用などにより、市民の憩いの場としての道路の整備に努めるとともに、道路緑化、電線類の地中化等を検討し、潤いのある都市空間の創出に努めます。

- ② 道路利用者への安全で快適な道路環境を提供、地域情報の発信、広域交流の増大を図るため、道の駅の設置について関係機関等と協議、検討を行います。
- ③ 道路アダプト制度の活用等により、市民との協働による環境整備を促進します。

(2) 公共交通

1) 鉄道の利便性の向上

- ① 鉄道については、利用者ニーズに見合った運行ダイヤの適正化等をJR等の関係機関の協力のもと促進します。また、駅周辺においては、駅前広場などの交通結節機能の充実、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を図るなど、利用者の増加や利便性の向上につながる施策を推進します。

2) バス輸送の維持・確保

- ① 日常生活において公共交通を必要とする市民の移動手段確保のため、コミュニティバス等の充実を図ります。また、バス事業者との連携を密にして運行路線維持に努め、市民や観光客など乗客の利便性向上に向けた協議・検討を行います。

3) 駐車場・駐輪場の整備

- ① 公共交通の利用促進を図るため、駐車場・駐輪場の適正な配置・誘導に努めます。

4) 航空・港湾の充実

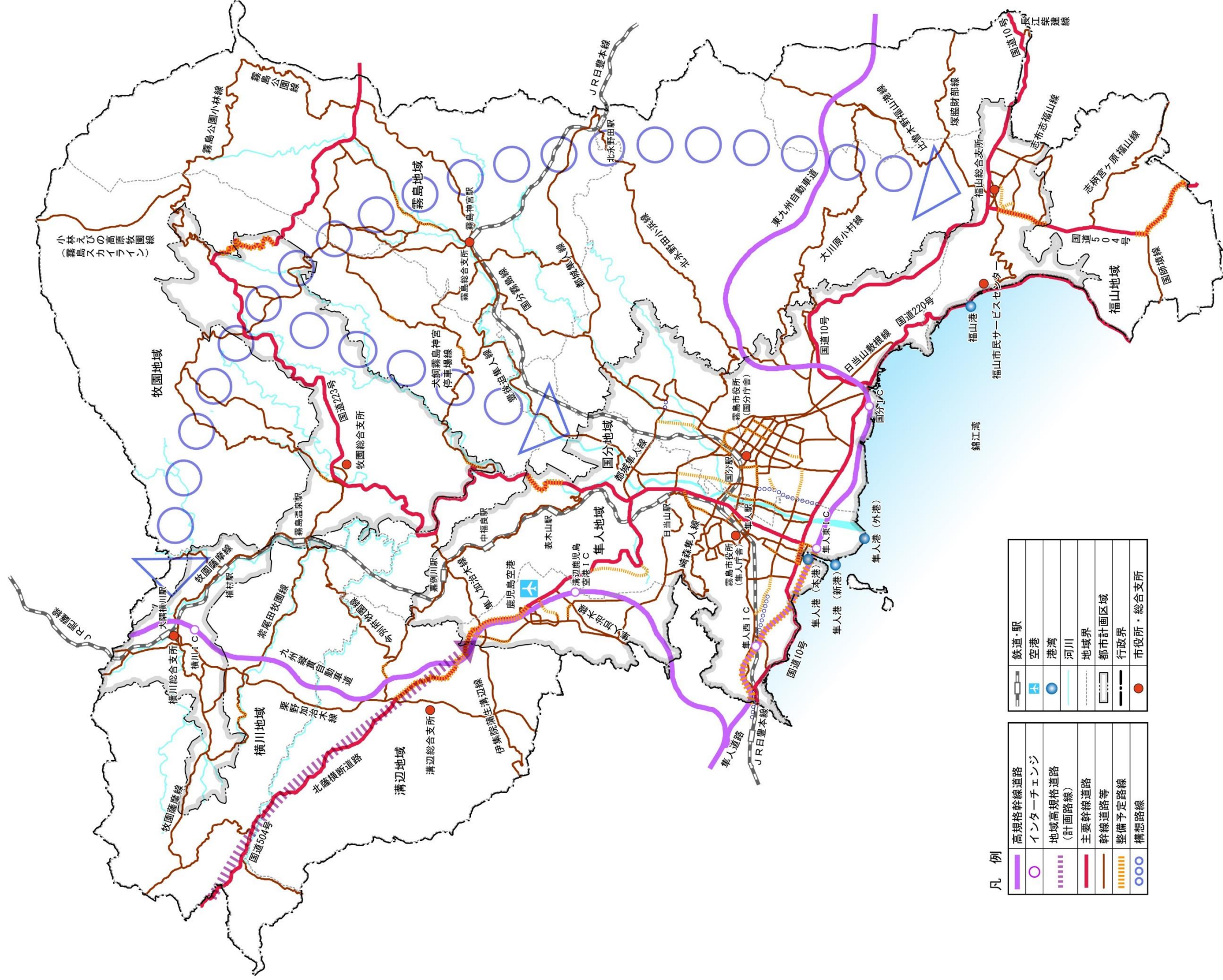
① 空港利用の利便性の向上

- i アクセス道路や公共交通機能の整備・充実により、鹿児島空港のさらなる利便性の向上を図ります。また、県や関係機関との連携を図りながら、国内のみならず海外への路線やチャーター便の確保に努めます。

② 港湾施設の整備

- i 将来の貨物運送需要に対応するため、隼人港（外港）の建設促進に努めるとともに、高速船の就航誘致等についても検討します。

交通ネットワーク構想図



凡例

	高規格幹線道路
	インターチェンジ
	地域高規格道路 (計画路線)
	主要幹線道路
	幹線道路等
	整備予定路線
	構想路線

	鉄道・駅
	空港
	港湾
	河川
	地域界
	都市計画区域
	行政界
	市役所・総合支所

4. 水とみどり

4-1 基本的な考え方

(1) 災害に強く親しめる水辺の形成

- ① 市内を流れる大小の河川においては、災害に強い都市づくりを進めるため、総合的な治水対策を進めます。
- ② 河川は、農業用水など利水面での機能を有するほか、景観・レクリエーション・観光資源として、さらに生物を育む場、環境学習の場として重要であることから、適切な保全と活用を図るとともに、水辺へのアクセス性の向上など、都市づくりと一体となった水辺空間の整備を進めます。

(2) 豊かな森林や火山地形と錦江湾水際の緑の保全

- ① 自然豊かな森林や特色ある火山地形、波静かで本市の風景の一つである錦江湾海岸域の緑を次世代へ引き継いでいく貴重な財産として保全するとともに、人と自然が共生する緑の環境づくりを進めます。

(3) 森林と海辺をつなぐ緑の基幹ネットワークの形成

- ① 山岳部の森林の緑と海辺の緑を結ぶ位置にある河川やため池、水田などの様々な緑を充実させ、生物の多様性を保全するとともに、連続する移動空間やまちの風景の軸となる緑のネットワークを形成します。

(4) 市民・観光ニーズに対応した多様なふれあいの緑の形成

- ① 市内に点在する自然豊かな大規模公園やキャンプ場、森林公園など、本市の重要な拠点の緑として保全するとともに、レクリエーションや環境教育の場など市民や観光客との多様なふれあいの場として活用を図ります。

(5) 身近な暮らしに根ざした潤いと活力の緑の形成

- ① 市民の生活に根ざした憩いの場や健康づくりの場に対応する緑として、公園のほか、寺社緑地などの身近な緑を活用します。また、これらを結ぶ緑として街路樹などを整備し、ゆとりと潤いのある道路空間の創出による良好なまちなみ景観の形成を図ります。

(6) 災害を防止し、安心・安全に暮らせる緑の形成

- ① 水源涵養機能や土砂流出防止の機能を持つ山の緑や災害防止の役割を持つ斜面緑地の保全を図るとともに、住宅地における公園・緑地は、避難地など様々な防災機能を有する施設として活用を図ります。

(7) 市民と事業者と行政の協働による緑の保全と形成

- ① 緑豊かな環境をつくるには、市民・事業者・行政が共に緑の重要性を理解し、共通の認識のもとでそれぞれの役割を協働で進めていくとともに、市民が主体的に行う緑のまちづくりや企業の社会貢献活動を促進します。

4-2 主要な施設の整備方針

(1) 水辺の整備とネットワークの形成

1) 河川

①災害に強い水辺空間づくり

- i 都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害や、近年多く見られる**記録的な集中豪雨**に伴う洪水等に対応するため、計画的な**河川の整備**を進めるとともに、地域の特性に応じて**浸水被害軽減対策等**と連動した治水対策を進めます。
- ii ため池の保全、治水機能の維持・充実を図るとともに、**近年の集中豪雨等による被害拡大抑制のためのハザードマップ等の整備を進めます。**

②周辺環境に配慮した河川整備

- i 河川の整備に当たっては、自然環境に配慮し、多自然型川づくり等によりアユなどの魚類やホタルなど水域生物が棲みやすい環境の創出に努めます。
- ii 農業用水の確保など事業活動との整合を図ります。

③潤いのある水辺空間の創出

- i 良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全・快適で潤いのある水辺空間の創出を図ります。
- ii 本市を流れる天降川等においては、**良好な自然環境に配慮しながら**、公園と一体となった親水空間の**形成を図るとともに**、妙見温泉から北側の奥天降川流域においては、地域資源を活かした魅力ある空間の**形成**を図ります。

④浸水対策の推進

- i **国分・隼人地域の浸水被害を防除するため、霧島市雨水管理総合計画に基づく整備を推進します。**

2) 水と緑のネットワーク

- ① 人と緑のふれあう場を創出し、生態系を保全するため「水と緑の景観軸」の形成を図るとともに、市街地と公園のネットワークや公園相互のネットワークを充実し、公園機能の向上と利用促進を図ります。
- ② 緑の拠点となる公園・緑地や寺社林地等の樹林地、水辺空間等をネットワーク化し、散策ルートやビオトープ回廊の創出を図ります。

3) 協働で育む水辺空間の創出

- ① 霧島市天降川等河川環境保全条例及び天降川自然環境基礎調査報告書等を活用しながら、市民や事業者による河川の浄化活動や水辺での環境学習活動・環境保全活動を積極的に支援し、市民とともに育む川づくり・水辺空間づくりを推進します。

(2) みどりの保全と形成

1) 公園・緑地の整備

- ① 身近な公園は、子育て世代をはじめとする多様な世代が憩えるコミュニティ空間であることから、**地域性等を考慮し、利用者の視点に立った多様なニーズに対応した公園づくりを進めます。**
- ② **広域的な核となる総合公園である**、城山公園、丸岡公園の整備充実・再整備を図ります。
- ③ 市街地においては、道路の残地や街角の空地などを利用したポケットパークやポケットフォレストの整備を進めます。
- ④ 史跡や名勝と一体となった公園として、上野原縄文の森、隼人塚史跡公園の活用を図るとともに、大隅国分寺跡及び大隅正八幡宮（鹿児島神宮）**などの関連遺跡についても歴史・史跡公園としての活用について**検討します。
- ⑤ **国民体育大会馬術競技会場跡地利用については、民間のノウハウも含めた活用方法について**検討します。
- ⑥ **公園施設長寿命化計画に基づき老朽化が進行している施設を、優先順位を考慮しながら更新して**いきます。
- ⑦ **誰もが安心して安全に利用できるよう、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方に**基づいた整備を図ります。

2) 協働による緑あふれるまちづくりの推進

①公共空間等の緑化の推進

- i 道路や河川、官公庁、学校及び公営住宅等の公共敷地の緑化を推進するとともに、緑化や維持管理への市民の参画を促進します。

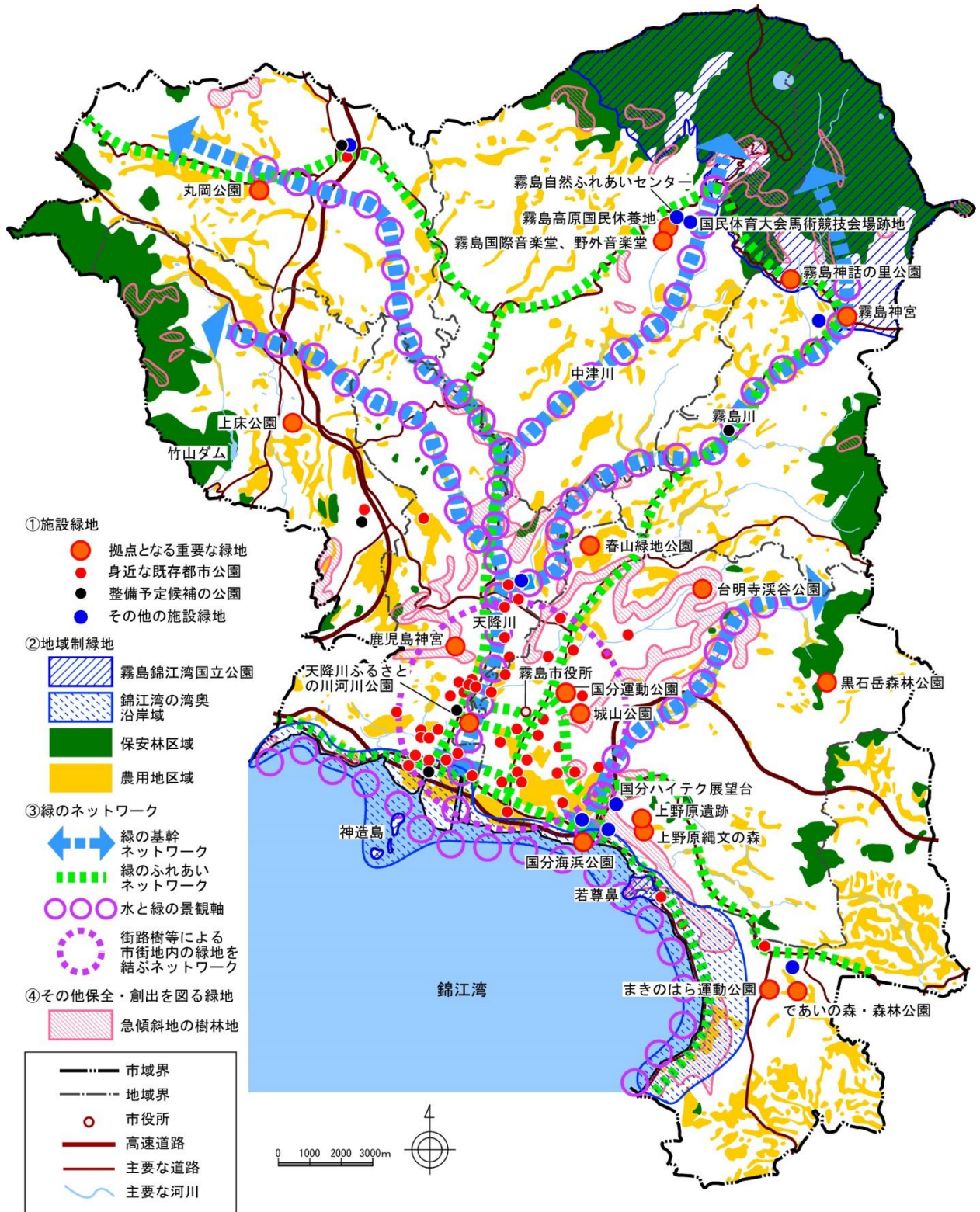
②民有地緑化の促進

- i 住宅敷地や店舗及び企業敷地などの緑化を推進するため、緑化に関する情報提供や緑化基金制度の設立等、支援体制の充実に努めます。
- ii 宅地開発等においては、建築協定及び緑地協定並びに地区計画に基づく緑化の取り組みを促進します。また、大規模事業所における敷地内緑化を促進するとともに、建築物の壁面緑化や屋上緑化の普及を進めます。

③市民との協働による公園づくりや管理運営

- i 公園の整備や改修に当たっては、ワークショップ等の開催を通じ、計画に市民参画を促進し、市民意見の反映により、愛着が感じられる個性ある公園づくりを目指します。
- ii 身近な公園及び緑地の管理運営に市民が参画できる仕組みの充実に努めます。
- iii 花いっぱい運動の推進やガーデニング、市民花壇づくりの普及などを通じ、花と緑あふれるまちづくりを支援します。

水とみどりの配置方針図



5. 供給・処理施設

5-1 各施設における整備等方針

(1) 上水道

- ① 上水道・簡易水道の水道施設については、老朽化による機能低下が懸念されるため、効率的かつ計画的な改修や合理的な配水体制を整備し、安全でおいしい水を引き続き安定供給できるよう努めます。

(2) 下水道

- ① 公共下水道については、「[かごしま生活排水処理構想 2019](#)」や「[霧島市生活排水対策推進計画](#)」、「[霧島市下水道事業経営戦略](#)」等に基づき、地域の実情に応じて合併処理浄化槽等との役割分担を行い、快適で環境にやさしい生活環境の形成、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るための整備を進めます。

1) 公共下水道等の整備

- ① 道路整備や土地区画整理事業などとも連携した事業体制を確立しながら、国分隼人公共下水道事業、牧園町特定環境保全公共下水道事業を推進し、供用開始区域における接続率のより一層の向上を図るとともに、[国分隼人公共下水道事業については、土地利用状況の変化や「霧島市下水道事業経営戦略」等を踏まえ、当初計画の見直しを行います。](#)
- ② 公共下水道事業等の予定されていない区域等においては、合併処理浄化槽の機能や補助制度などに関する啓発活動を通じ、高度処理型を含めた合併処理浄化槽の普及推進を図ります。

2) 下水道関連施設の維持・管理

- ① [良質な住環境を保全するため、ストックマネジメント対策事業を実施する等、国分隼人クリーンセンター、牧場クリーンセンター及び管路について、適切な維持管理に努めます。](#)

(3) 市場

- ① 霧島市公設地方卸売市場は、市民の食生活に欠かすことのできない施設であることから、[都市施設として適切な維持・管理を行います。](#)

(4) 火葬場

- ① 霧島市国分斎場の適切な維持・管理を行うとともに、[基幹的改良を計画的に行います。](#)[伊佐北始良火葬場管理組合「ひしかり苑」については、構成団体として適切な維持・管理等に関与します。](#)

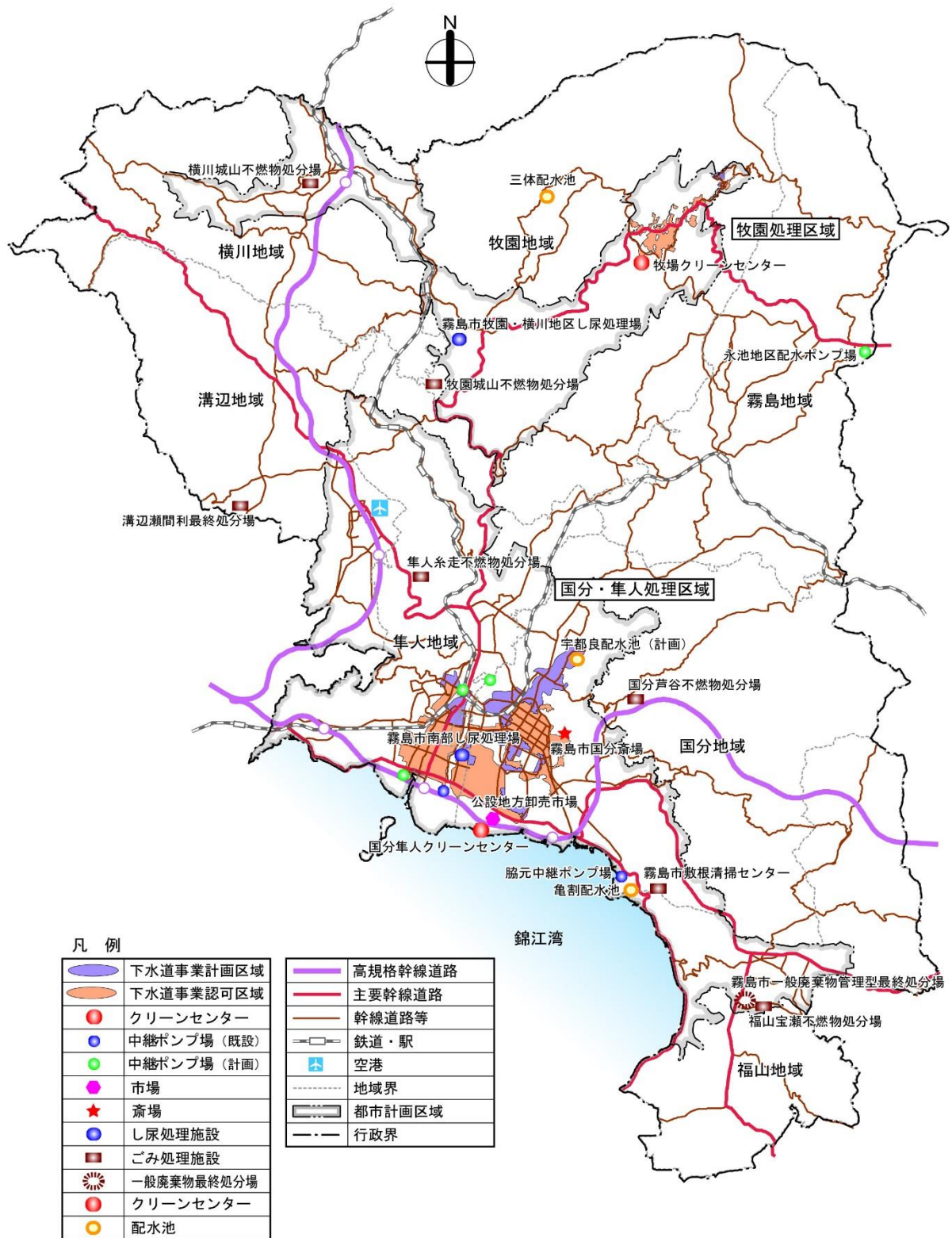
(5) し尿処理場

- ① 霧島市南部し尿処理場及び霧島市牧園・横川地区し尿処理場「清水館」の適切な維持・管理を行うとともに、**基幹的改良を計画的に行います。**

(6) ごみ処理施設及び最終処分場

- ① 老朽化が進む霧島市敷根清掃センターの建替えを計画的に進めます。また、伊佐北始良環境管理組合「未来館」については、構成団体として適切な維持・管理等に関与するとともに、今後の施設利用の方向性等について検討を進めます。
- ② 最終処分場の適切な維持・管理を行うとともに、ごみ焼却施設から排出される飛灰等を安定的に処分していくための最終処分場の確保等について検討を進めます。
- ③ **循環型社会の形成に向けて**、ごみの適正処理及びごみ処理経費の削減を考慮しながら、民間のごみ処理施設等の活用を推進します。

供給・処理施設整備方針図



凡例

	下水道事業計画区域
	下水道事業認可区域
	クリーンセンター
	中継ポンプ場（既設）
	中継ポンプ場（計画）
	市場
	斎場
	し尿処理施設
	ごみ処理施設
	一般廃棄物最終処分場
	クリーンセンター
	配水池

	高規格幹線道路
	主要幹線道路
	幹線道路等
	鉄道・駅
	空港
	地域界
	都市計画区域
	行政界

6. 都市環境

6-1 基本的な考え方

- ① 霧島市環境基本計画等を踏まえ、市民・事業者・行政の協働により、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継いでいくための取り組みを進めます。

(1) 豊かで美しい自然環境の保全

- ① 霧島山や錦江湾に注ぐ天降川等の河川、流域に広がる田園や点在する温泉群などの豊かで美しい自然環境と共生し、未来への資産として継承できるよう、地域特性に応じた自然環境の保全と活用を推進します。

(2) 快適な生活環境の創造

- ① 快適で健全な生活環境を保全・創出するため、必要に応じて、都市計画制度の活用を図ります。また、環境汚染や公害の防止に努めるとともに、環境の美化を進めます。

(3) 低炭素循環型社会*の形成

- ① 持続可能な社会の形成を図るため、再生可能エネルギーや省エネルギーの促進による温室効果ガスの抑制及び霧島市ごみ減量化資源化基本方針に基づき、従来の廃棄物の「リデュース（発生抑制）」「リユース（再利用）」「リサイクル（再資源化）」の3Rに「リフューズ（発生回避）」を加えた4Rを推進し、市民や事業者への分かりやすい情報発信に努めます。

6-2 主要な都市環境形成と保全の方針

(1) 自然環境の保全の方針

1) 自然環境の保全

①各種法令・制度の活用

- i 地域の自然的・社会的特性を考慮し、都市計画法等の土地利用に関する各種法令に基づき、自然環境保全の観点から計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ii 市街地の周辺に残る良好な緑地については、必要に応じて風致地区制度や緑地保全地域制度、市民緑地制度などの活用を検討し、ふるさとの緑地を保全します。

②自然環境の管理・保全等

- i 森林は、水源の涵養、二酸化炭素の削減、動植物の生態系の保全、土砂災害の防止など多面的な機能を持っていることから、市民や森林所有者、事業者の協調により、森林の適正な維持管理等を推進し、森林の機能保全に努めます。
- ii 鹿児島空港や工場等の緩衝緑地帯については、適正な保全・創出を図ります。

- iii 錦江湾における海辺環境を保全するため、環境浄化や生物の生育環境の確保などに考慮した適切な管理に努めます。
- iv 希少動植物のヤマネやクロツラヘラサギ、ノカイドウ、ミヤマキリシマ、カワゴケソウなどは、霧島市の豊かな自然を感じさせる景観の一つであり、このかけがえのない自然を後世に引き継いでいくため、関係法令に基づいた保全を図ります。

③公共事業や民間開発における自然や生態系への配慮

- i 公共事業の実施に際しては、自然環境との調和や生態系の保全に配慮します。また、民間の宅地開発等に際しても、同様の配慮がなされるよう、都市計画等の施策に基づき、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。

2) 自然環境との共生とふれあい

①地域を特色づける自然との共生

- i 農山村地域では、里山、農地、河川等と集落地や温泉郷等が一体となった独自の環境が形成され、自然環境は住民の生活や観光・交流に重要な役割を果たしています。これらの自然環境については、農林水産業の振興や都市住民との交流活動のほか、観光資源としての活用を継続しつつ、保全を図ります。

②自然とのふれあいの場の創出

- i 自然公園や自然遊歩道などを自然体験・環境学習の場として活用するとともに、健康にも良いウォーキングロードの整備による森林セラピー基地の形成など、市民や観光客が自然とふれあえる場の創出を図ります。

③自然保護意識の高揚と協働の推進

- i 環境学習の機会の提供や自然保護に関する啓発を進めるとともに、市民の参画と協働により自然環境の保全・活用を進めます。

3) 地球環境への配慮

- ① 市が実施する事業に関しては、霧島市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量低減に率先して取り組みます。また、地球環境への配慮について、市民・事業者への情報提供・啓発を推進します。

(2) 快適な生活環境の創出に関する方針

1) 良好で住みやすい生活環境の維持・創出

- ① 市街地や集落地における快適な生活環境を維持・創出するため、地域の実情に応じて、用途地域や地区計画、建築協定、緑地協定等の都市計画制度の活用や都市施設の整備を図ります。

2) 環境へ負荷の少ない生活環境づくり

- ① 公害・環境汚染に関する調査や監視体制を整備するとともに、市民や事業者への啓発や関係機関との連携により、きれいな空気、きれいな水、快適な音環境（騒音・振動の防止対策の推進）の創出に努めます。
- ② 公共事業等に際しては、計画、工事、供用の各段階において、環境負荷の低減を図ります。また、民間事業者に対しても同様の啓発・情報提供を進めます。
- ③ 公共下水道や合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水処理の適正化を図るとともに、企業・事業所や農家、ホテル・旅館等に対して、適正な排水処理や農薬使用等について要請します。

3) 地域美化活動の促進

- ① 霧島市生活環境美化条例及び天降川等河川環境保全条例に基づき、環境美化推進員（兼河川環境保全推進員）の任命、環境美化モデル地区の指定や環境美化に関する地域リーダーの養成を行い、地域の特性を生かした美化活動を促進します。これにより、市民一人ひとりの環境美化意識の向上を図り、ごみの不法投棄等のない潤いと安らぎのある地域環境の創出に努めます。

(3) 低炭素循環型社会の形成に関する方針

1) 再生可能エネルギー・省エネルギーの促進

- ① 省エネルギーに関する啓発や情報提供を行うとともに、太陽光や地熱、バイオマス等を活用した再生可能エネルギーの利用促進と、市民や事業者との協働により、温室効果ガス排出の抑制に取り組みます。

2) 廃棄物の減量や循環利用

- ① 霧島市ごみ減量化資源化基本方針に基づき、従来の廃棄物の「リデュース（発生抑制）」「リユース（再利用）」「リサイクル（再資源化）」の3Rに「リフューズ（発生回避）」を加えた4Rを推進し、廃棄物の排出量、焼却処理量及び最終処分量を抑制します。
- ② 廃棄物処理の効率化及び処理経費の削減を考慮しながら、循環的利用ができない廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減を図ります。

7. 都市景観

7-1 基本的な考え方

(1) 景観形成の取組

- ① 景観とは、長い年月の中で地域の自然・歴史・文化等とともに育まれてきた市民共通の大切な資産であり、適切な保全・形成を図りながら次の世代へと継承することが必要であり、景観計画に基づき本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進します。
- ② 霧島市景観計画に基づき、山、里、まち、平地、錦江湾沿いなどそれぞれの景域の特性を生かし、美しいまちづくりに積極的に取り組みます。

(2) 市民が誇りをもてる美しい都市景観の形成

- ① 霧島山が織りなす山並みや、森や河川、農地などの「自然的景観」、霧島神宮や鹿児島神宮、温泉郷などの「歴史・文化的景観」、都市部における「市街地景観」を、市民が誇りをもてる美しい都市景観として保全・形成します。また、霧島山～錦江湾～桜島を望む雄大な自然景観への眺望は、本市の「視軸」として位置づけ、眺望景観の確保に努めます。

(3) 市民・事業者との協働による景観づくり

- ① 景観に対する市民・事業者の意識啓発や必要な情報提供を図り、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担しながら、協働による美しい景観づくりを推進します。

7-2 主要な都市景観形成の方針

(1) 自然的景観の保全と形成

- ① 韓国岳をはじめ、新燃岳、高千穂峰などが連なる霧島山の雄大な景観、市街地から錦江湾や桜島を望む美しい景観など、地域を代表する自然的景観を、市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに保全し、さらに美しく魅力あふれるものとして次世代に引き継ぎます。
- ② 天降川や霧島川の貴重な水辺空間については、潤いのある水辺景観として保全・形成を図ります。
- ③ 太陽光発電施設は、周辺の良好な眺望景観に配慮した形態や配置の誘導に努めます。

(2) 歴史・文化的景観の保存と活用

- ① 天孫降臨の神話が伝わる霧島神宮や、古事記に登場する海幸彦・山幸彦の神話の地とされる鹿児島神宮などの文化財・史跡をはじめ、市内に点在する地域固有の歴史的景観を保全するとともに、これらの周辺地域においては、都市計画制度の活用を図るなど、歴史資源と調和した魅力的な景観の形成を図ります。

- ② 温泉街をはじめ、観光客など多くの人を訪れる地区においては、地域特性や周辺との調和に配慮した建築物・工作物の色彩や形態・意匠等の誘導により良好な景観形成を図るよう努めます。

(3) 魅力ある市街地景観の創出

- ① 国分駅、隼人駅周辺などまちの玄関口となる地区については、本市の顔となる**賑わいや心地よさを感じられる、魅力ある市街地景観**の形成を図ります。
- ② 幹線道路沿道における調和のとれたまちなみの形成や、住宅地における閑静なまちなみの形成など、それぞれの地域の特性に応じた建築物の色彩・形態・意匠や屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観の形成に努めます。
- ③ **特徴的な景観を有している地域・地区のうち、特にきめ細やかな景観形成を推進する必要があるエリアを「育成地区」と位置づけ、霧島市景観計画等により、良好な景観の保全・形成を図ります。**

(4) 市民・事業者との協働による景観づくり

- ① 美しい景観づくりのためには、行政による景観整備だけでは限界があることから、**霧島市景観計画に基づき、市民や事業者にも配慮を求めるなど、協働による景観づくりを進めていきます。**
- ② 市民**や事業者**による生垣づくり、敷地内への樹木、花の植栽、ベランダや窓辺への緑の配置など、一人ひとりができる身近な景観まちづくりを推進するとともに、清掃や美化活動などの地域が主体となった活動を推進します。

8. 都市防災

8-1 基本的な考え方

土砂災害や風水害、火山噴火、地震・津波など多様な災害の発生が想定される本市の特性を踏まえ、自助・共助・公助の理念のもと、関係機関との連携及び市民との協働により、ハード・ソフトの両面から、災害に強い都市づくりを進めます。

(1) 土砂災害、洪水・浸水等の自然災害の防止

- ① 自然災害による被害を未然に防止・軽減するため、防災対策事業による施設の整備や危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策にあわせた総合的な取組を推進するとともに、防災的な視点に立った土地利用の誘導を図ります。

(2) 都市の防災構造の強化

- ① 道路や公園・オープンスペース等が適切に配置された災害に強い都市構造の形成に努め、あわせて住宅、建築物の耐震改修等により、耐震化・不燃化の向上を図ります。

(3) 協働による減災対策

- ① 災害を予防し、災害時の被害を最小限にとどめるために、地域の現状にあった地区防災計画の作成や、総合防災訓練などへ広く市民にも参加してもらうことにより、自主防災組織を活性化し、防災意識の向上と地域防災力の強化を図ります。

8-2 主要な都市防災の方針

(1) 自然災害への対策

1) 土砂災害対策、洪水・浸水対策の推進

- ① 台風や集中豪雨等に伴う土砂災害の未然防止・軽減のため、土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携し、土砂災害b防止施設の整備を進めます。また、土砂災害警戒区域等について、危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を図ります。
- ② 河川氾濫の未然防止のため、緊急度を考慮しつつ、河川の寄洲除去等を進めるとともに、洪水ハザードマップの周知など、警戒避難体制の整備・充実を図ります。
- ③ 集中豪雨時の浸水被害の防除を図るため、霧島市雨水管理総合計画に基づく整備を推進します。

2) 火山災害対策の推進

- ① 霧島山については、火山噴火時の被害の防止・軽減を図るため、県など関係機関との連携を図り、砂防施設、火山監視機器等の整備やソフト対策の充実を図ります。

(2) 都市の防災構造の強化

1) 防災的土地利用の推進

- ① 既成市街地や今後住宅地として**開発が見込まれる地域**においては、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図ります。
- ② 老朽化した木造建築物が密集する地域では、**土地区画整理事業等**により道路・**オープンスペース**を確保・拡充し、防災上危険な市街地の解消を図ります。
- ③ 新規開発等の事業に際しては、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、**防災に配慮した誘導等を行います**。
- ④ **宅地造成規制法に基づき、大規模盛土造成地マップの作成・公表を行うことで対象区域住民等に周知を図り、宅地耐震化推進事業の導入により、宅地防災の強化を図ります**。

2) 防災空間の確保と防災ネットワークの充実

- ① 延焼遮断帯や緊急輸送**道路**、避難路、避難場所の機能を有する防災空間としての視点を重視し、道路や公園・緑地等の適切な配置・整備に努めます。
- ② 医療、福祉、行政、避難場所等の機能を有する防災拠点へのアクセス道路や拠点間を結ぶ道路については、多重化・代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、**無電柱化等の耐震対策**を推進します。また、身近な避難路や消防活動の支援路となる道路の確保を推進します。
- ③ 災害や緊急事態に迅速に対応できるよう避難や緊急地震速報等の防災情報を**市民へスムーズに伝えるため、伝達方法の多重化の環境整備を図ります**。

3) 建築物の耐震化・不燃化等の推進

①住宅・建築物の耐震化

- i 市役所、消防・警察、学校、公民館、医療機関など災害時の拠点となる施設や人々が多く集まる公共的な建築物等については、重点的に耐震化・不燃化**等**を推進します。
- ii 建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

②防火・準防火地域の指定

- i 建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を検討するとともに、耐火建築物または防火建築物の建築を促進します。

③住宅用防災機器の普及促進

- i 消防法により、一般住宅への設置が義務付けられている住宅用防災機器（住宅用火災警報器等）についての啓発を行い、普及促進を図ります。

④防火水槽等の整備

- i 市街地における耐震性防火水槽等消防水利の整備を推進します。

⑤空き家・空き店舗等の対策

- ii 空き家・空き店舗等については、所有者や管理者に対し、維持管理の徹底や敷地の囲い込みの設置、照明機器の設置、敷地内の可燃物の除去等、放火火災予防・防犯対策等を促します。老朽空き家等については、建替えや除却を促すなど、市街地における防災対策の強化に努めます。

4) ライフライン施設の耐震化等の促進

- ① 上・下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気・ガス施設や電気通信施設の耐震化、代替性の確保を促進し、災害時におけるライフライン関係施設の機能確保を図ります。

(3) 協働による防災まちづくりの推進

- ① 防災出前講座や防災訓練等により市民の防災に対する知識を深め、防災意識の向上を図るとともに、防災マップの配布により、市民への災害情報の提供や避難場所等の周知を行います。さらに、地区防災計画の策定を推進し、自衛手段の強化を図ります。
- ② 主な観光拠点や宿泊施設に防災マップを掲示するなど、観光客等に対する防災情報の提供に努めます。
- ③ 関係機関と連携した連絡調整会議等の継続的な開催により、総合的な防災体制の強化を図ります。
- ④ 地域の防災力向上のため、関係機関と連携し、防災リーダーの育成や自主防災組織の育成・強化に向けた取り組みを行います。

9. その他の関連分野

9-1 福祉のまちづくりに関する整備方針

(1) 基本的な考え方

- ① 少子高齢化の進展に配慮し、高齢者や障がい者、子供連れの人をはじめ、すべての人が活動のしやすい都市づくりを目指します。

(2) 福祉のまちづくりに関する整備方針

1) バリアフリーやユニバーサルデザインの推進

- ① 駅周辺や公共施設、住宅及び商店街等において、市民・事業者・行政が相互に連携して、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を図ります。

2) 高齢者・障がい者等にやさしい移動手段の確保

- ① 高齢者・障がい者等の交通弱者のための移動手段の確保に努めるとともに、公共交通のバリアフリー化や交通のシームレス化、段差がなく円滑に移動できる歩行空間の確保等を促進します。

9-2 その他公共施設等の整備方針

(1) 公共施設

- ① 公共施設については、霧島市公共施設管理計画に基づき、施設保有量の見直し・適正化及び施設の長寿命化を推進します。また、将来の地域づくりの観点から施設の再編を検討します。

(2) 情報通信基盤施設

- ① 情報通信基盤については、霧島市光ブロードバンド整備計画に基づき、超高速ブロードバンドが未整備となっている地域に対して光ファイバーによる超高速ブロードバンドの環境整備を行います。また、次世代通信システムの導入についても調査研究していきます。